

新型コロナウイルス感染症 支援制度のお知らせ

令和3年12月【第11報】



1. 農業者への支援

- 稲作農家経営継続支援事業 p. 1
 - 農林業災害対策資金利子補給金〔拡充〕 p. 2
- ## 2. 申請期限の延長
- 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金〔申請期限の延長〕 p. 2
 - 生活福祉資金（緊急小口資金）貸付【特例貸付】〔申請期限の延長〕 p. 2
 - 生活福祉資金（総合支援資金）貸付【特例貸付】〔申請期限の延長〕 p. 2

1. 農業者への支援

次期作に必要な種苗等購入費を
支援します（稲作農家経営継続支援事業）



農林振興部農業政策課
☎22-1135

◆稲作農家経営継続支援事業とは

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による
外食需要の減少などによって、米の消費が落ち
込んだことにより米価が下落しており、農業経
営の悪化が危惧されるため、農家が営農意欲を
失わないよう次期作へ向けて支援するものです。

◆対象となる方は

令和3年産主食用米を生産した、作付面積10
アール以上の市内の農家で、次年産以降も営農
を続ける方

◆給付額は

作付面積10アールあたり 4,000円

- ※生産の目安を上限とします。
- ※農業再生協議会のデータを基に算出します。
- ※農業委員会を通さず、個人間で農地を賃貸借している場合
は、土地所有者に支給します。
- ※交付対象面積は、自家消費相当分として、一律10アールを
控除します。

◆申請期限は

令和4年1月14日まで

◆申請方法は

該当者に対し、市から申請書を送付します。
申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添
付して、市農業政策課または各総合支所へ提出
してください。

◆申請に必要なものは

- ◇申請書
- ◇振込口座と口座名義が分かる通帳等の写し

農林業災害対策資金利子補給金【拡充】



農林振興部農業政策課
☎22-1135

新型コロナウイルス感染症による影響・被害に
『米価下落』
が追加されました。

◆農林業災害対策資金利子補給金とは

新型コロナウイルス感染症により、農林業経営に影響を受けた個人・法人等が、「農林業災害対策資金」の融資を受けた場合の利子の一部を補給するものです。

◆対象となる方は

新型コロナウイルス感染症により、農林業経営に影響を受けた市内に住所を有する個人及び法人等。

◆貸付限度額は

600万円（農林業所得が総所得の過半に満たない場合300万円）

◆償還期間は

個人で150万円を超える融資を受けた場合は7年以内、その他は5年以内。（いずれも、据置期間1年以内）

◆利子補給内容は

基準金利1.50%のうち1.25%を宮城県と市が補給します。（JAから融資を受けた場合は、借入者負担分の0.25%をJAが負担することから実質無利子で融資を受けられます。）

◆申し込み方法は

新型コロナウイルス感染症による被害状況を記載した被害認定書を市に提出し、市の被害認定を受けた後に、金融機関での申し込み手続きを令和4年3月15日まで行うことが必要です。

- ※1 被害認定書は、市Webサイト、市農業政策課または各総合支所で配布
- ※2 被害認定書の提出先は、市農業政策課

◆取扱金融機関は

農業協同組合、銀行、信用金庫、信用組合

2. 申請期限の延長

『新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金』の申請期限が延長されました。



市民生活部社会福祉課
☎22-1340

支援制度名称	変更前	変更後
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	令和3年11月30日まで	<u>令和4年3月31日まで</u>

※支給対象者と見込まれた方へは、個別に通知します。

『生活福祉資金（緊急小口資金）貸付制度』及び『生活福祉資金（総合支援資金）貸付制度』の申請期限が延長されました。



栗原市社会福祉協議会事務局
☎23-8070
(栗原市築館薬師三丁目6-2)

支援制度名称	変更前	変更後
生活福祉資金（緊急小口資金）貸付制度【特例貸付】	令和3年11月30日まで	<u>令和4年3月31日まで</u>
生活福祉資金（総合支援資金・初回貸付）貸付制度【特例貸付】		
生活福祉資金（総合支援資金・再貸付）貸付制度【特例貸付】	令和3年11月30日まで	<u>令和3年12月31日まで</u>